サイバーセキュリティ通信【R7-16】*********

令和 7 年 1 1 月 大分県警察本部生活安全部 サイバー 和 最 対 管 器

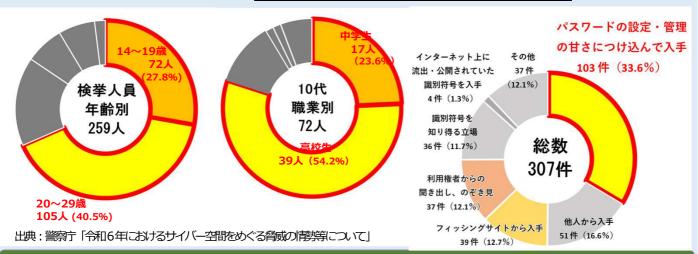
STOPA不正アクセスは他人事じゃない

poiNT「不正アクセス」とは?

他人のIDやパスワードを使用して不正にコンピュータに侵入する犯罪です。

不正アクセス禁止法違反事件の被疑者の年齢・職業及び犯行手口

- 被疑者は**若い世代が多く**、10代の**約54%が高校生、約24%が中学生。**
- 犯行手口は利用者の**パスワードの設定・管理の甘さにつけ込む手口**が多い。
- 他人のID・パスワードをフィッシングサイトから入手する手口もみられる。



皆さんに知ってもらいたいこと

- 覚えやすくても、**簡単なパスワードは使わない**。
- 指紋や顔など**生体認証を用いたロックを使う**。
- 親しい友達であっても、ID・パスワードを**教えない**。
- 他人のID・パスワードを盗み取ったりしない。
- 他人のID・パスワードで**勝手にログインしない**。



もっと対策を知りたい方は、警察庁ホームページへ。 https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/index.html

被害に遭ってしまったら警察に通報・相談してください

最寄りの警察署又はサイバー犯罪相談窓口

ttns://www.nna.go.in/bureau/cyber/soudan.htm







△みんなも考えよう!これってだいじょうぶ?△

~被害者にも加害者にもならないために~

事例1

気になる人のSNSアカウントのID・パスワードが 分かったぞ!

ログインしてDMを見るだけなら大丈夫だろう ③

不正アクセス禁止法違反 (不正アクセス行為)

罰則:3年以下の拘禁刑または

100万円以下の罰金



他人のIDやパスワードでアクセスする行為は**犯罪**です! みんなも勝手にアクセスされるのは嫌ですよね。

事例 2

AIを使って偽サイトが簡単に作れるみたいだ! 本当に引っかかる人がいるか試してみたいなぁ、 **ちょっと試すだけ**だから大丈夫だろう^②

> 不正アクセス禁止法違反 (フィッシング行為)

罰則:1年以下の拘禁刑または 50万円以下の罰金



プイッシング行為は<mark>犯罪</mark>です! みんなも大事な個人情報等を盗まれるのは嫌ですよね。

実際にありました。

他人のIDとパスワードを使って、通信事業者のサーバにログインし、eSIMを入手した少年が逮捕されました。 (不正アクセス禁止法違反、電子計算機使用詐欺の疑い)

「ちょっとだけ」「ばれないだろう」は<mark>危険な考え</mark>です!